

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営方針の中核に「コーセーグループとしての企業価値を高める経営を継続して行っていく」ことを掲げ、事業の拡大と効率を追求した経営に取り組んでいます。この企業価値を高める経営の継続にあたっては、コーポレート・ガバナンスが機能することが不可欠であり、当社グループではコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題のひとつと位置付け、健全な経営を遂行する組織体制や仕組みを整備し、継続的に社会的信用を保持するための体制づくりを進めています。また、株主、投資家をはじめ、債権者、顧客、取引先、社員、そして地域住民・社会等、すべてのステークホルダーとの共生を企業経営の重要な課題と考えており、価値ある企業として支持されるために、「透明性」「公正性」を高めるべく、各ステークホルダーとの誠実なコミュニケーションに努めることで、信頼関係を構築することを基本としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2020年6月26日現在において、当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する取組みについては、本報告書のほか、有価証券報告書及びコーセーレポート(統合報告書)等にも掲載しています。

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

<原則1-4:政策保有株式>

当社は、投資目的以外に発行会社との企業連携や事業シナジーを見込める場合に保有することを原則とし、それ以外については縮減する方針としています。

当社は、政策保有株式の保有の適否については、毎年取締役会にて、中長期的な経済合理性や将来性、保有目的の適切性、保有によるリスクを精査し、保有の継続、処分の実施することとしています。

政策保有株式に係る議決権行使に際しては、発行会社の持続的成長・中長期的な企業価値の向上に寄与するものであるか、また当社への影響等を総合的に判断したうえで適切に行使します。

<原則1-7:関連当事者の取引>

当社は、役員や主要株主との取引を行う場合には、その取引の重要性やその性質に応じて、社外取締役・外部弁護士への確認をとり、経営会議に諮っています。その後取締役会の承認を経る等の手続きを要することとしています。

関係会社間取引については、税務・会計上の各種規制・基準等を念頭に、合理的な取引価格を設定するよう努めています。

<原則2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社はコーセー企業年金基金を通じて、当社と国内グループ会社の企業年金の積立金の運用を行っています。

企業年金基金へは適切な資質を持った人材を配置するとともに外部アドバイザーを起用して専門能力・知見を補充し、運用報告会・検討会において運用状況のモニタリング・評価を定期的実施しています。

また、運営においては資産管理委員会を設置し、運用状況・政策アセットミックス等の重要事項を合議決定しています。

当該機関には、当社は経理・人事・経営企画の部門長など適切な人材を選定することに加え、受益者の意見が適切に反映されるよう労働組合幹部を配置し、利益相反が生じないよう適切に管理しています。

<原則3-1:情報開示の充実>

(1)会社の経営理念、経営戦略、経営計画

当社は、企業理念、経営戦略、経営計画を、当社ウェブサイト、有価証券報告書、招集通知等にて開示しています。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンスの基本方針を、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」、有価証券報告書、コーセーレポート(統合報告書)等にて開示しています。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に関して、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社取締役会は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名にあたり、人格、経歴、能力、見識、などを総合的に判断し、取締役会全体

としての知識、経験、能力のバランス及びジェンダーや国際性の面を含む多様性並びに規模が当社にとって最適となるよう努めています。
経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名手続きについては、経営陣幹部が立案し、それぞれその妥当性について社外役員を中心に構成され、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会に上程のうえ、決定しています。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明は、株主総会の招集通知に記載していません。

<補充原則4-1(1):経営陣に対する委任の範囲>

当社は、取締役会規程その他社内規程を整備し、取締役会自身が判断・決定すべき事項と、経営陣が判断・決定すべき事項を明確化しています。重要な業務執行以外については、その取引の規模や性質などを鑑み、経営陣に権限を委任しています。

<原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社の取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえて当社として実質的に独立性を備えていると判断し、かつ、取締役会において建設的な検討への貢献が期待できる者を、独立社外取締役の候補者として選定しています。

<補充原則4-11:(1)取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

原則3-1(4)の記載を参照してください。

<補充原則4-11:(2)取締役・監査役兼任状況>

当社の社外取締役及び社外監査役の兼任状況は、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1.機関構成・組織運営に係る事項」に記載しています。

社外取締役菊間千乃は、当社以外の上場会社の社外役員を3社兼任、及び社外取締役前田裕子は1社兼任していますが、他社での経験は当社での役割・責務を果たす上で有効であり、また、当社における職務執行に必要な時間・労力を確保できていることから、社外取締役及び社外監査役としての役割・責務を果たす上で合理的であると判断しています。

その他の社外取締役1名、社外監査役2名及び常勤監査役2名は、当社以外の上場会社の役員を兼任していません。

<補充原則4-11(3):取締役会全体の実効性に関する分析・評価の概要>

当社は取締役会実効性の評価につき、客観性を高めること、更なるガバナンスの向上を図ることを目的として、昨年に引き続き第三者機関を活用し、実効性評価を実施しました。評価の方法、評価結果については、以下のとおりです。

1.<評価の方法>

取締役及び監査役に対して、以下の項目を内容とするアンケートを実施しました。

アンケート内容、結果集計及び分析については第三者機関を活用し、その結果を踏まえ、取締役会において取締役会の実効性に関する分析及び評価を行い、今後の対応について検討しました。

<質問項目>

(1)取締役会の運営体制

- 1)取締役会の構成
- 2)取締役会の運営
- 3)取締役会に対する支援体制
- 4)取締役会での関与の状況

(2)取締役会の監督機能

- 1)取締役会の監督機能
- 2)取締役会のリスク管理体制
- 3)取締役会の議論の状況
- 4)役員の指名・報酬関連

2.<評価結果および今後の取組課題>

アンケートの結果を踏まえ取締役会にて議論を行った結果、昨年度に引き続き、取締役会の規模や指名・報酬委員会の構成が適切であること、社外役員への事前説明や取締役会での報告が適切に行われていることが確認されました。また、昨年度の課題であった経営戦略に関する議論の活発化については、中長期ビジョン「VISION 2026」に則った進捗管理の徹底など着実な改善が確認されました。これらのことから、当社の取締役会の実効性は全体として確保されていると評価しました。

一方で、取締役会の更なる多様性の確保、子会社管理体制の拡充については改善の余地があるほか、当社報酬制度の在り方についても議論を深める余地があるという認識に至りました。

これらの点を踏まえつつ引き続き積極的な取り組みを行い、取締役会の実効性を更に高め、当社グループの企業価値向上を図っていきます。

<補充原則4-14(2):取締役・監査役に対するトレーニングの方針>

当社は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励し、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について広く支援を行うこととしています。

新任取締役候補者・新任監査役候補者に対しては、法令上の権限及び義務等に関する研修を行っており、必要に応じて外部機関の研修も活用しています。

また、新任社外取締役候補者・新任社外監査役候補者に対しては、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要及び戦略等について説明を行っています。

<原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針>

<補充原則5-1(2):株主との建設的な対話を促進するための方針について>

当社は、IR部門を管掌する担当役員(取締役又は執行役員)を指定し、社内各部門との連携を図ることにより、IR活動の充実に努めています。

株主との対話の窓口は、IR部門の専任担当者が対応しています。また、必要に応じて合理的な範囲で社長やIR担当役員(取締役又は執行役員)のほか、事業担当幹部や研究担当幹部が面談に応じています。

アナリスト・機関投資家に対しては、第1四半期と第3四半期は担当役員(取締役又は執行役員)による電話会議を、また、第2四半期と通期決算については、社長、担当役員(取締役又は執行役員)による決算説明会を開催しているほか、スモールミーティング・海外機関投資家向けカンファレンスにも積極的に参加しています。また、個人投資家向けのIRセミナーを年数回程度開催すると共に、個人でも分かりやすいIRサイトの構築にも取り組んでいます。各種カンファレンスの結果報告や対話において把握された株主の意見・懸念については、経営陣幹部や取締役会を通じて情

報共有を図っています。

対話に関しては開示可能な情報範囲をあらかじめ定め、その範囲内での対話を行うこととしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小林 一俊	6,511,974	11.42
小林 孝雄	6,457,510	11.32
小林 正典	6,332,066	11.10
JP MORGAN CHASE BANK 385632	5,148,343	9.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,332,400	4.09
小林 和夫	1,926,888	3.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,537,100	2.69
小林 保清	1,503,018	2.63
公益財団法人コストロジ研究振興財団	1,279,655	2.24
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	841,857	1.48

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

2020年3月27日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者であるキャピタル・インターナショナル株式会社、キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル、キャピタル・インターナショナル・インクが、2020年3月20日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	6,293	10.39
キャピタル・インターナショナル株式会社	567	0.94
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル	86	0.14
キャピタル・インターナショナル・インク	63	0.10

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
菊間 千乃	弁護士													
湯浅 紀佳	弁護士													
前田 裕子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊間 千乃		(重要な兼職の状況) ・弁護士法人松尾総合法律事務所 弁護士 ・タキヒヨー株式会社 取締役監査等委員 ・アルコニックス株式会社 社外取締役 ・株式会社キッツ 社外取締役	弁護士としての高度な専門知識を持ち、特に企業法務において高い見識を有しています。一方、マスメディア関連の経験も豊富に有していることから、幅広い視点から当社の経営に対し適切に指摘や助言、および独立した客観的な観点から経営の監督をもらうため、同氏を社外取締役に選任しています。なお、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しています。

湯浅 紀佳	〔重要な兼職の状況〕 ・早稲田大学ロースクール 講師 ・三浦法律事務所 パートナー弁護士	弁護士としての高度な専門的知識を持ち、その範囲は日本だけではなく、アジア・欧米にまで広がっています。特に中国においては、多くの執務経験を有しており、その豊富な知見により当社グローバル戦略に対しての指摘や助言、および独立した客観的な観点から経営の監督をしてもらうため、同氏を社外取締役を選任しています。なお、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しています。
前田 裕子	〔重要な兼職の状況〕 ・中外製薬株式会社社外監査役 ・国立研究開発法人海洋研究開発機構監事 ・株式会社セルバンク取締役	企業知的財産活用分野に関する高い専門性と、産学連携等における豊富な経験・知識を有しています。また、独立行政法人の委員や監事を経験する一方で、企業の取締役や社外監査役も経験しており、マネジメントの視点からも豊富な見識を有しています。それらに基づき企業経営に対する指摘や助言、および独立した客観的な観点から経営の監督をもらうため、同氏を社外取締役を選任しています。なお、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	2	3	0	2	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	2	3	0	2	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、当社の取締役、監査役及び執行役員の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を目的とし、社長による取締役会への「指名・報酬等に関する提案」を審議する機関です。委員構成において、「その他」に該当する委員は、社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携につきましては、一年間の会計監査計画に関する報告、決算後の会計監査実施報告、四半期決算ごとのレビュー結果の報告、及び内部統制監査実施報告を実施しており、適宜情報交換及び意見交換を行っています。

内部監査部門との連携につきましては、監査室より常勤監査役に対して行う年度内部監査計画の提出と内容説明、監査室が社長に提出・報告する内部監査結果報告書及び内部統制報告書の写しの常勤監査役への提出・報告があり、社外監査役は監査役会にて常勤監査役よりこれらの内容の報告、説明を受け適切な意見を述べています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
深山 徹	弁護士													
小林 久美	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深山 徹		(重要な兼職の状況) ・深山法律事務所 弁護士	弁護士としての高度な専門知識をもち、特に企業法務における見識は高いものを有しています。また、企業コンプライアンスやリスクマネジメントにも精通しており、それらに基づき独立した客観的な観点から当社の監査を行ってもらうため、同氏を社外監査役に選任しています。なお、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し独立役員に指定しています。
小林 久美		(重要な兼職の状況) ・櫻井・小林公認会計士事務所パートナー ・Tokyo Athletes Office株式会社代表取締役 ・株式会社スポカチ取締役	公認会計士としての会計・財務に関する高度な専門知識を有し、国内外における数多い業務経験を積んでいます。また、M&A やコーポレート・ファイナンスの実務にも精通しており、これらの幅広い経験と豊富な知識に基づき、監査の実効性を高めるための適切な指導や助言をしてもらうため、同氏を社外監査役として選任しています。なお、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 取締役報酬関係 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額を有価証券報告書及び招集通知にて開示しています。また、連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額を有価証券報告書に個別開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役、監査役の報酬(以下、「役員報酬」という。)等の内容の決定に関する方針は、各事業年度における業績向上を続けていくことで、ひいては中長期的な企業価値の増大につなげることを主眼においた報酬体系としており、その決定は社外役員を中心とした指名・報酬委員会で審議の上、取締役会で代表取締役社長に一任する旨決議しています。

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、上記方針のもと職位に応じて職責を負うことを考慮して設定した報酬基準額に対し、業績と連動させる形で算定しており、その概要は以下のとおりです。

業績連動報酬の水準は職位に応じて定めており、業績評価により各取締役のポイントを算定しています。

業績評価による算定ポイントは、当社中長期計画において重要経営指標として掲げている連結の売上高及び営業利益額の目標達成率に応じてポイント換算したものに、各取締役の個別管掌部門の売上高及び営業利益額の目標達成率に応じて同様に換算したポイントに当該部門の連結に対する売上構成比率を乗じた値を加算して算定します。当該算定ポイントを報酬基準額に乗じたものを業績連動報酬額とし、報酬基準額に加算して報酬総額を算定しています。

取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれていません。取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第65回定時株主総会において、年額1,800百万円以内、監査役の報酬等の額は同総会において120百万円以内と決議いただいています。対象となる役員の員数は有価証券報告書提出日現在、取締役は10人、監査役は4人です。

なお、当事業年度における当該業績連動報酬に係る連結売上目標額は352,000百万円で実績は327,724百万円、目標達成率は93.1%で連結営業利益の目標額は54,000百万円で実績は40,231百万円となり、目標達成率は74.5%です。

社外取締役の報酬については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況及び経営成績を踏まえて設定した固定月額報酬を支給しています。

<役員報酬等の決定方法>

役員報酬は、株主総会において取締役及び監査役に区分して定められた、各々の総額の範囲内において各役員に配分するものとしています。

その配分は、客観性および透明性を確保する為に、2019年5月21日開催の社外役員を中心とした指名・報酬委員会でその妥当性について審議の上、2019年6月27日開催の取締役会でその決定を代表取締役社長に再一任する旨を決議しています。監査役の報酬については監査役の協議により決定しています。

なお、役員退職慰労金制度を設けており、当該支給額は役員企業年金に関する内規に基づき、在任中の各年度に毎期積立額を引当計上しています。

また、2020年6月26日開催の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、役員報酬制度の全般的な見直しを行っており、2021年3月期以降の役員報酬の決定方針は以下のとおりです。

1. 役員報酬の基本方針

役員報酬は、中長期的な企業価値の向上を実現するべく、その基本方針を以下の観点から具体化し設計・運用しています。

- (1) 当社グループの、グローバルかつボーダレスな成長の実現を可能とする報酬制度であること
- (2) 優秀な人材を登用・確保できる、適正な競争力を有する報酬水準であること
- (3) 独立性・客観性・透明性の高い報酬制度とし、お取引先、お客様、株主、従業員等のステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること

2. 報酬水準

当社の経営環境を考慮し、かつ、同業他社や同規模の主要企業の報酬水準を外部データベース等も用いて調査・分析した上で、適正な水準となるよう決定しています。

3. 報酬構成

(1) 取締役(社外取締役を除く)

短期・中期・長期に経営目標を達成し、企業価値の持続的な向上に対する動機付けを図るため、役割に応じた「基本報酬」と、会社業績や株価等に応じた「業績連動報酬」により構成されています。

さらに、「業績連動報酬」は「賞与」と「株式報酬」により構成されており、「株式報酬」は、2020年度より新たに特定譲渡制限付株式の仕組みを利用して、各対象者に当社普通株式を交付する制度としています。具体的には、対象者に対して譲渡制限期間等のために服する当社普通株式を毎年交付し、退任時に譲渡制限を解除します。

また、取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれていません。

1)報酬項目の概要

<基本報酬>

職責の大きさや役割に応じて役位ごとに金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

<賞与>

単年度の会社業績向上に対するインセンティブとして支給します。評価指標は連結売上高、連結営業利益の他、事業領域別の売上高及び営業利益等としています。当該指標は、中長期計画において重要経営指標として掲げており、各指標の単年度の目標額に対する達成度に応じて、基準額の0%～200%の範囲で変動します。

売上高にかかる指標と営業利益にかかる指標の評価割合は、概ね以下の通りです。

売上高にかかる指標	50%
営業利益にかかる指標	50%

各取締役の個別に管掌する事業領域については、当該事業領域の評価のウエイトを高く設定することで、管掌する事業領域における責任を果たせるような報酬体系としています。

<株式報酬>

株式数固定の譲渡制限期間等のために服する当社普通株式を毎年交付し、退任時に譲渡制限を解除します。

評価指標は当社の株価とし、当該指標を選択した理由は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めること、及び株主の皆様との一層の利害共有を進めるためです。

なお、指標が株価であることから、目標は設定していません。

2)報酬構成比率

代表取締役社長の報酬構成比率は以下のとおりです。

基本報酬	65%
賞与	25%
株式報酬	10%

代表取締役社長以外の役位においては、役位が上がるごとに基本報酬の割合を減らし、賞与と株式報酬の割合を増やす方針としています。今後、中長期かつ持続的な成長のために、株式報酬を中心に、報酬構成比率を定期的に見直す予定です。

(2)社外取締役

独立した立場から経営の監督機能を担うことから、社外取締役の報酬は固定報酬である「基本報酬」のみで構成され、業績により変動する賞与及び株式報酬は支給されません。

(3)監査役

監査役に対する報酬については、その職務等に鑑み固定報酬である「基本報酬」のみとし、賞与及び株式報酬は支給されません。各監査役の基本報酬の額は、職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し決定します。

4.決定方法

役員報酬は、株主総会において取締役及び監査役に区分して定められた、各々の総額の範囲内において各役員に配分するものとしています。

その配分は、役員報酬制度の客観性・透明性を確保するために、社外役員を中心とした指名・報酬委員会でのその妥当性について審議の上、取締役会でその決定を代表取締役社長に再一任する旨を決議しています。また、監査役の報酬については監査役の協議により決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部員が事務局として取締役会及び監査役会等の招集手続きを実施しています。また、取締役会議案資料を社外役員には事前に配布し、社外取締役にはその説明を実施しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小林 保清	名誉会長	知見に基づく現経営陣への助言等	常勤・報酬有	2014/6/27	2年(更新有り)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

小林保清氏は、当社の代表取締役を経験しており、長年にわたる経営の経験及び業界全体への深い造詣をもって現経営陣に様々な助言を行う目的から、名誉会長を委嘱しています。

報酬額については、委嘱する業務の内容等を勘案し、協議の上決定しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)業務執行

当社の業務執行は、取締役の管掌範囲を明確にし、少人数による迅速な意思決定ができる体制としています。また、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された執行役員が、取締役会により決定された経営基本方針に従い、担当する部門において適切な業務執行を行っています。現在の体制は、取締役10名(男性7名、女性3名)、執行役員13名(男性12名、女性1名)であり、経営の効率化へ向けた取組みを積極的に進めています。

当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令及び定款で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。また、経営に関する重要事項の協議及び業務執行の全般的統制を行うため、取締役社長を議長とし役付取締役を中心に構成する経営会議を設置しています。また、必要に応じ、日常の業務執行についての情報共有を図る役員会議やより具体的・詳細な事項を検討する経営政策検討会議等を開催するなど、迅速で効率的な経営を行っています。

(2)監査

監査機能としては監査役会があります。監査役は、取締役会のほか経営執行における重要な会議に出席し、取締役会及び執行機能の監査を行っています。現在の体制は、監査役4名(男性3名、女性1名)です。

業務執行部門から独立した組織である監査室(13名)は、中期及び年次監査計画に基づき、業務活動全般にわたる監査を実施しています。内部監査結果は社長及び監査役に報告されるとともに、被監査部門長にも通知され、監査室による改善状況の確認も行われています。

(3)取締役等候補者の選定

当社の取締役会は取締役等候補者の選定にあたり、経歴、能力、人格、見識などを総合的に判断し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス並びに取締役会の多様性及び規模が当社にとって最適となるよう努めています。

取締役等候補者及び経営陣幹部の選定手続きについては、取締役等候補者については経営陣幹部が人選し、経営陣幹部についてはその必要性が生じた場合代表取締役が人選し、それぞれその妥当性について社外役員を中心とした指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会に上程のうえ、選定しています。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

(5)会計監査

会計監査人は、経営者との間で定期的なディスカッションを開催するほか、監査役に監査結果の報告を行う際にも適宜情報交換及び意見交換を行っています。また、内部監査結果の概要についても情報の共有を図るなど、相互に連携をとり、効果的な監査の実施に努めています。2020年3月期の監査公認会計士等に対する報酬の内容及び業務を執行した公認会計士の氏名等は、次のとおりです。

- ・監査証明業務に基づく報酬： 101百万円 (うち連結子会社分： 13百万円)
- ・非監査業務に基づく報酬： 1百万円
- ・公認会計士の氏名等： 指定有限責任社員・業務執行社員 原科博文、同 田中計士
- ・上記が所属する監査法人名称： EY新日本有限責任監査法人
- ・監査業務に係る補助者の構成： 公認会計士15名、公認会計士試験合格者等11名、その他10名

このほか、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の設置等により企業活動における法令等遵守、公正性、倫理性を確保し、また、当社社員からの相談や内部通報を受け付ける「コンプライアンス相談窓口」を設けるなど、健全な企業体質を維持するための活動を進めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会の運営は、各取締役及び各監査役が忌憚のない意見を述べて議論するなど相互牽制機能を有効に働かせ、ガバナンスの機能を十分に果たすよう実践しています。

当社は、一部の株主や利害関係者の利益に偏ることのない社外取締役3名及び社外監査役2名を選任しています。社外取締役は、取締役の業務執行に対する助言及び各取締役の監視・監督機能を果たしており、社外監査役は公認会計士及び弁護士としての専門的な見地から取締役の業務執行の監視・監査機能を果たしています。

事業に精通した役員による相互牽制に加え、独立性のある社外役員による監査・監督機能を有するこのような体制は、当社の事業内容や規模等から判断し、適切であると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送については早期発送に取り組んでいます。2020年3月期(第78回定時株主総会)においては、法定期限の3日前である6月8日に発送しました。また、招集通知の発送に先駆け、当社ウェブサイトにおいて招集通知を早期掲載しました。(6月2日)
電磁的方法による議決権の行使	株主総会における議決権の電磁的行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJ(インベスター・コミュニケーション・ジャパン)が運営する「議決権行使プラットフォーム」を利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト、に、狭義の招集通知及び参考書類の英訳を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>1.情報開示の基本方針 当社は、国内外の株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまとの長期的な信頼関係を構築するため、情報開示については、金融商品取引法および金融商品取引所が定める適時開示規則等に則り、公正で透明性の高い情報開示を行います。また、適時開示規則に該当しない情報を開示する場合も、当社ホームページ等を通じて、できるだけ公平に開示します。</p> <p>2.情報開示の方法 当社は、当社グループに関わる重要情報等の取扱いや開示の方法について「インサイダー取引防止規程」を定め、適切に運用しています。</p> <p>(1)適時開示情報 適時開示規則により開示が求められる有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する重要情報(上場会社および子会社に係る決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報等)については、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて情報を開示するとともに、必要に応じて当社ウェブサイトにも開示します。</p> <p>(2)フェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要な情報 当社の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって、投資判断に重要な影響を及ぼす情報を伝達する場合は、フェア・ディスクロージャー・ルール(金融商品取引法第27条の36、および重要情報の公表に関する内閣府令)に則り、当社ウェブサイトにも開示します。ただし、意図せず伝達される事態が発生した場合は、原則的に速やかに開示します。</p> <p>3.沈黙期間 当社では、決算情報の漏洩を防止し、情報開示の公平性を確保するため、各四半期の決算日翌日から決算発表予定日までを沈黙期間としています。この期間は、決算に関するコメントや質問への回答を一切控えることとしています。ただし、この期間に適時開示に該当する事実が発生した場合は、適時開示規則に従い情報開示を行います。</p> <p>4.将来の見通しについて 当社が開示する情報のうち、今後の計画、見通し、戦略などの将来予想に関する情報は、開示時点で合理的であると判断する一定の前提に基づき作成しており、リスクや不確定要因により、実際の業績とは異なる可能性があります。</p> <p>日本語ウェブサイト：https://www.kose.co.jp/company/ja/ir/about/disclosure/ 英語ウェブサイト：https://www.kose.co.jp/company/en/ir/management-policy/disclosure-policy/</p>	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRセミナーを年2～4回(不定期)実施しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第1四半期と第3四半期は担当役員(取締役又は執行役員)による電話会議を、また、第2四半期と通期決算については、社長、担当役員(取締役又は執行役員)による決算説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	国内で実施される海外投資家向けのカンファレンスに年2～4回程度参加しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示資料、財務情報、株主通信、有価証券報告書、コーセーレポート(統合報告書)、決算説明会資料等を掲載しています。 日本語ウェブサイト: https://www.kose.co.jp/company/ja/ir/ 英語ウェブサイト: https://www.kose.co.jp/company/en/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、「サステナビリティ規程」に基づき、持続可能な社会の実現に努め、その対応を経営戦略の一環として事業戦略に組み込み実践しています。</p> <p>基本指針として、企業メッセージである「美しい知恵 人へ、地球へ。」、行動憲章である「正しきことに従う心」を定めています。</p> <p>ISO26000の7つの中核課題(人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展、組織統治)の各分野における活動を、「サステナビリティ委員会」が中心となり、グループ横断の取り組みとして中長期視点で継続的に実施し、取締役会に報告するとともに、財務・非財務データを纏めた「コーセーレポート」を年1回、発行しています。</p> <p>コーセー代表取締役社長が「サステナビリティ委員会」の委員長を務め、経営企画部が、委員会事務局として、その運営やグループ横断のサステナビリティ戦略立案を担っています。</p> <p>当社グループは、2017年に「国連グローバル・コンパクト」に署名し、その10原則を支持、実践することを表明、以来、SDGsへの取り組みを行っています。 2020年4月に、2030年への具体的な目標を定めた「コーセー サステナビリティ プラン」を発表しました。 以上の内容を含めた各種情報は、コーセー サステナビリティ ウェブサイトに掲載しています。</p> <p>https://www.kose.co.jp/company/ja/sustainability/</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社グループは、グループ行動規範において、ステークホルダーに対し、経営及び事業活動の透明性を高め、的確かつ迅速な企業情報の開示を行い、企業としての責任を果たす旨を定めています。</p>

1.ダイバーシティ&インクルージョン経営の実践

当社は、社内横断の「働きがい創出実行委員会」を組織し、人材の育成と活躍できる環境づくりに取り組んでおり、VISION2026の達成に向けた3つの経営基盤のひとつとして「ダイバーシティ&インクルージョン経営の実践」を掲げています。性別、年齢、国籍、ライフスタイル等に関わらず、一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮できる基盤づくり(処遇制度や教育体系の整備)と、互いの個性を尊重して高め合う風土(意識)醸成によって、中長期ビジョンの実現につなげていきます。

<https://www.kose.co.jp/company/ja/sustainability/employee/>

具体的な施策としては、時代変化に即した柔軟な働き方の拡大や各種制度の充実を精力的に進めています。

(最近の事例)

- ・ビューティコンサルタントの将来を広げる複線型処遇制度の導入(2019年度～)
- ・新たな生活様式に対応し、デジタルを活用した柔軟な働き方の拡大(2019年度～)
- ・イクパサポート制度の導入(2020年度～)

2.健康経営への取り組み

当社は、「健康経営」の実践として様々な観点より継続的に取り組んでおり、2020年も健康経営優良法人に認定されています。

<https://www.kose.co.jp/company/ja/sustainability/employee/>

3.障がい者と健常者がともに働く環境づくり

当社では、障がい者と健常者がそれぞれの役割を果たしながら、いきいきと働ける環境づくりを進めています。特に、生産系の特例子会社「アドバンス」は、化粧品業界で初めて、全業種でも25番目の特例子会社として認可を受けました。現在も、全従業員の約1/3を占める障がい者が健常者とともに働いており、障がい者と健常者が分け隔てなく活躍できるノーマライゼーションへの取り組みを続けています。

<https://www.kose.co.jp/company/ja/sustainability/employee/normalization/>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するために次の体制を整備し、グループの全役員により遂行される内部統制の仕組みの充実とその有効性の確保に努めています。

<取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

法令、定款及び「取締役会規程」その他「稟議規程」等に従い、定期的又は、必要に応じて取締役会を開催し、取締役の職務執行を相互に監督しています。取締役は取締役会の決議及び社内規程に従い、担当業務を執行しています。

監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しています。

監査室は「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の手続き及び内容の妥当性について、定期的に内部監査を実施し、内部監査結果に関して、監査役へ報告しています。

当社における「コンプライアンス」とは、法令遵守のみならず、「正しきことに従う心」をもって社会的倫理に則った行動をとることをいいます。

コンプライアンス推進体制及び活動は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づくものとし、その活動内容は、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」によって、定期的に取締役会に報告されています。

「コンプライアンス推進委員会」は取締役及び使用人に対する研修などの啓蒙活動を行います。

内部通報窓口として社内窓口に加え社外窓口を設置し、取締役及び使用人からの報告・相談に対応する体制を整備しています。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の業務執行の意思決定に係る重要な情報を、法令及び社内規程に定めるところにより、適切に保存・管理し、取締役及び監査役はいつでもこれを閲覧することができます。

会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い、適時かつ適切に開示しています。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

当社の持続的発展を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、品質問題、情報セキュリティ問題、市場問題、災害発生、その他の様々なリスクに対処すべく、リスクを適切に認識し、管理するための規程として「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定めています。この規程に則り、個々のリスクに対する管理責任者を任命し、リスク管理体制の整備を推進しています。

リスク管理を統括する「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、その審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告させるとともに、リスク管理方針の策定、リスク対応状況の点検・フォロー、リスクが顕在化した時の対応協議など、リスク管理体制の充実に努めています。

危機管理に関する規程「危機管理規程」を定め、重大なリスクが顕在化した場合に被害を最小限に抑制するために迅速かつ適切に対処できる体制を構築しています。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

各取締役の管掌範囲・権限・責任の明確化を図ると共に、独立性のある社外役員による監視・監督により取締役による適正かつ効率的なグループ経営を実現しています。

取締役会は「取締役会規程」に付議事項・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図っています。また、業務執行の意思決定の効率化のための経営会議を設置しています。

執行役員制度を採用し、迅速な職務の執行を図っています。

<当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

関係会社を統括主管する責任者を定めると共に、関係会社に対して原則として当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っています。

関係会社を統括主管する責任者は、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に経営状況、財務状況、その他経営上の重要事項を報告させています。

関係会社の業務活動全般も監査室による内部監査の対象とし、監査室は「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性などにつき、定期的に内部監査を実施しています。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の趣旨に則り、財務報告に係る内部統制の整備・運用を行い、その有効性を継続的に評価、報告しています。また、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じています。

<取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制>

取締役及び執行役員は、定期的に職務執行状況を監査役に報告しています。また、役職者は、当社及びグループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告しています。使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実などを直接報告することができる体制を整備しています。

<監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制>

当社が制定するコンプライアンスに関する運用マニュアルに基づき、当社グループの取締役及び使用人が前項の報告を行ったときは、当該報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。また、当該報告者に関する情報及び報告内容は、厳重な管理を行っています。

<上記の他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

監査室は監査役と各事業年度の内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的な情報交換及び連携を図っています。

その整備状況並びに運用状況については、監査室及び監査役によりモニタリング・検証されています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の不当な要求には応じないことを「コーセーグループ行動規範」で明確に宣言し、全社的に取り組むとともに、本社総務部が統括部門となり、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携を取りながら、組織的に対応することとして

います。また、当社及び関係会社においては、必要に応じて取引先の事前の審査を行い、取引契約書の中に反社会的勢力排除条項を設けています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社は、コーセーグループの内部者情報(決定事実、発生事実、決算に関する情報等の重要事実)の取扱い並びに自社株式の売買に関する社内規程(インサイダー取引防止規程)を制定し、情報管理の徹底を図るとともに、法令等に違反する内部者取引の未然防止に努めています。

当社の情報開示体制は以下のとおりです。

1. 内部情報管理の担当部署、責任者

- ・情報取扱責任者: 情報開示を担当する取締役又は執行役員
- ・情報開示担当部署: IR室
- ・情報管理担当部署: 総務部

2. 情報管理及び情報開示のプロセス

- ・当社又はグループ会社において内部者情報が生じた場合、その情報は、情報取扱責任者及び総務部長に報告される。
- ・情報取扱責任者は、社長その他必要と認めたと「適時開示が求められる会社情報」への該当の可否を協議する。
- ・「適時開示が求められる会社情報」に該当すると判断した場合、情報取扱責任者は総務部長と連携して情報の漏洩防止を図る。
- ・情報の公表については、原則として取締役会の承認を経た後、IR室が東京証券取引所の定める有価証券上場規程に従い情報を開示する。

【適時開示体制の概要についての模式図】

